

奈労発基1108第2号  
平成28年11月8日

関係団体の長 殿

奈良労働局長



3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA) による  
健康障害の防止対策について

今般、化成品等の製造事業場で、複数の労働者及び退職者に膀胱がんの病歴又は所見があることが明らかになりました（別紙1）。

現在、厚生労働省において調査中ですが、これらの労働者及び退職者のうち多くは、3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン（以下「MOCA」という。）を取り扱う作業に従事していたことが判明しています。

MOCAは、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）の特定第二類物質かつ特別管理物質として規制が行われている物質ですが、膀胱がん等の健康障害を防止するため、下記1のとおり法令等の改めての徹底、下記2及び3の措置の実施を要請したく、貴会の会員事業場等に対して周知いただきますようお願いします。

記

1 特化則に基づくばく露防止措置等の徹底（現在取扱事業場）

MOCAの製造・取扱いを現在行っている事業場においては、特化則に基づくばく露防止措置が徹底されているか確認すること。

その際、設備的な対策のみならず、関係労働者の作業方法や保護具の着用・管理等についても確認を行っていただきたいこと。また、経気道ばく露に限らず、保護手袋の着用や休憩室への入室の際の付着物の除去状況など、経皮ばく露や経口ばく露のおそれがないかについても点検いただきたいこと。

## 2 労働者等に対する膀胱がんに関する検査の実施等（現在及び過去取扱事業場）

現在、専門家からなる検討会において特殊健康診断の項目の見直しのための検討を行っており、MOCAについてもその結論を踏まえて必要な措置を講じる予定としているが、それまでの間、緊急の措置として、現にこの物質を取り扱っている労働者及び過去に取り扱ったことのある労働者であって現在も雇用している者に対して、できる限り特化則にある膀胱がんに関する健康診断項目（別紙2）の検査を実施することが望ましいこと。また、この物質を取り扱ったことのある労働者であって既に退職している者に対して、同検査の受検を勧奨することが望ましいこと。これらの労働者及び退職者に対する膀胱がんに関する検査の結果については、所轄の労働局又は労働基準監督署にご報告いただきたいこと。

なお、検査結果の報告の内容については、所轄の労働局又は労働基準監督署にご確認ください。

## 3 特化則に基づく記録の保存期間の延長（現在及び過去取扱事業場）

本通知の冒頭で述べた事案において、現時点までの調査では、膀胱がんが発見されたのが、MOCAへのばく露から30年以上経過していると考えられる者も確認された。

原因は引き続き調査中であるが、MOCAの製造・取扱いを現在又は過去に行ったことのある事業場においては、特化則に基づくMOCAに関する作業の記録、作業環境測定の評価の記録、特殊健康診断の結果の記録について、当面の間、法令上の保存期間（30年間）を経過後も、引き続き、保存していただきたいこと。

※ 本通達及び本件に関する情報は、奈良労働局ホームページに掲載しています。

〔担当〕

奈良労働局 健康安全課

電話（0742）32-0205